

女性・ジェンダー・歴史

イギリス女性史研究会

第10号

発行日 2013年6月1日

はじめてのセクシュアリティ研究

第19回研究会が、2012年12月16日（日）成蹊大学で開催されました。今回は「揺らぐ境界—セクシュアリティとジェンダー」という魅力的なテーマのもと、JWHN 史上はじめてセクシュアリティ研究に目を向けました。川津雅江さんに「ロマン主義時代における女性同士の愛、ジェンダー、セクシュアリティ」を、また野田恵子さんに「排除される親密性—イギリスにおける『純潔』とその境界」を、ご報告いただきました。それに続いて、清水晶子さんにコメントをお願いいたしました。

ふたつの報告の要旨はニューズレター前号に掲載しております。本号では、それぞれの報告について、2名の方にコメントを執筆していただきました。また、報告者ご自身には、当日の討論を踏まえたまとめを書いてもらいました。最後に、清水晶子さんには、シンポジウム全体についてのコメントをお寄せいただきました。

さらに、川津雅江さんのご著書『サッポータちの十八世紀—近代イギリスにおける女性・ジェンダー・セクシュアリティ』に対しては、小川公代さんに書評をご寄稿いただきました。

本号は、JWHNがはじめて取り組んだセクシュアリティ研究の最先端をわかりやすい形でフォローする内容になっております。女性史研究の新しい地平について、一緒に考えていただければ幸いです。

●●●●●●●●●●

目次:

第19回研究会開催	1
【川津報告へのコメント】	
吉野由利	2
梅垣千尋	3
【報告を終えて1】	
川津雅江	4
【野田報告へのコメント】	
田村俊行	5
山口みどり	6
【報告を終えて2】	
野田恵子	7
【全体コメント】	
清水晶子	8
【ロンドン通信 part2】	
ウイメンズ・ライブラリ、その後	9
竹内敬子	
【書評】	
川津雅江『サッポータちの18世紀』	10
小川公代	
【現場に立つて】	
ポスト3・11	12
出島有紀子	
【総会記事】	
2012年度総会報告	15
2012年度決算	16
2013年度予算	17
第20回研究会報告要旨	18
会誌の発行について	19
第16回研究会案内	20



【川津報告へのコメント：その1】

ロマン派期の文学とセクシュアリティ

吉野由利

「サッポー受容史研究の副産物」という川津報告は、『サッポーたちの十八世紀』（2012年）にまとめた文学研究の一部を適宜縦横に引用しながら紹介する形で、歴史上実在した女性達のセクシュアリティの問題のみならず、女性と文学の関係の検証に至る非常に刺激的な内容であった。

その中でロマン派期の小説を専門とする筆者が最も関心をもったのは、「〈教えられた感情〉vs〈自然な感情〉」の節で紹介されたAnne Listerの1824年11月14日付の日記である。そこにはListerが恋人Marianna Lawtonと睦言を交わす中、自分が彼女を愛する「行為」と「感情」が「教え込まれた (taught)」ものではなく、「自然な (natural) もの」とであると訴えたことが記されている。当日の質疑応答でも注目されたが、「自然な」というキーワードは筆者にとって1790年代の仏革命論争を彷彿とさせた。Burkeの『仏革命に関する省察』(1790)への反響を軸とする「書物の戦争」は、抽象的な自然権の再定義に留まらず、各論客が英国国民 (Britons) の「自然な」あり方—階級、ジェンダー、植民地の問題系を包摂する—を各自模索するものであったからだ。

論争にはWollstonecraftら女性も加わり、女性の「自然な」あり方も再検討されたが、生殖を支える異性愛が前提とされた。Clara Tuiteによれば、その前提を強化したのがJane Austenの小説であった。1791年生まれのListerは、1775年生まれのアustenと違い、論争当時まだ年端のいかない子供であったが、日記を始めた1810年代はAustenの主要作が出版された時代にあたる。また、ロマン派期の出版史を刷新したWilliam St Clairによれば、一般読者が革命論争の書物を刊行直後に読めた訳でなく、当初の発行部数が限られていた急進派（例えばPaine, Godwinら）の書物が広く入手可能になるのは1820年代に入ってからであったという。従って、革命論争の文脈はより長期的に捉えることが可能であり、Listerの日記をそのセクシュアリティ言説を補完するものとして読むことも可能であるといえよう。『サッポーたちの十八世紀』のWollstonecraft論は革命論争の文脈でも論じられているので、Listerの日記の検証もその延長に接続すれば、ロマン派期のセクシュアリティの問題と階級やナショナリズムの問題系とのより明確な関連性が立ち現れてくるのが期待されるのではないかと考えた。

但し、Listerは自分のセクシュアリティを公私の場面に応じて隠蔽するため矛盾した言動を繰り返したと川津氏が指摘するように、彼女の日記は文字通り受け取ることはできない。そもそも日記は潜在的な読者をも念頭に書かれるジャンルである上、Listerの日記のように暗号化されたものは他人に読まれる可能性を前提としているといえる。また、作家デビューの願望を持っていたListerの場合、文章を書く際人一倍他人の目を念頭においていたとも考えられる。特にSibden Hallの相続人となる見込みで叔父・叔母と同居しだした1815年5月以降は、少なくとも子孫に読まれることを意識し始めたのではないだろうか。

Listerの自己表象に接する際このような留保が必要となるが、本命の恋人との親密な場面で自分の恋愛感情と行為は馴致されたものではない、と文学的教育的恩恵を拒絶する態度にはジレンマが認められるだろう。ラテン語やフランス語に精通していたListerは、並外れた読書量と経済力で国内外のサフィスト表象を網羅したとされる。自分のセクシュアリティの例証を歴史や文学に遡る作業であったのであろうが、その終点に安らぎを得る事はできなかったようだ。必要に応じ、サフィスト文学の「教え」を真っ向から否定しなければならなかったのだ。その意味で、Listerは家父長的文壇に追従する素振りをせざるを得なかったといえるし、サフィスト文学の系譜を素直に継承することのできない孤独な存在であったと考えることもできる。（実際、彼女のように西洋古典に造詣が深い女性は恋愛の対象には考えられなかったそうである。）

その一方、ListerはByronやJuvenalらの作品を隠語のように用い、女性を誘惑することに成功していた。果たしてListerにとって文学とは何であったのか。セクシュアリティのパフォーマティブな展開にどのような意義をもっていたのだろうか。小説の受容によって「英国国民 (Britons)」が形成されたとされる時代、Listerは詩を通じてその「想像の共同体」の一員になり得たのだろうか。そもそも文学の「受容」とはどのように定義すべきなのであろうか。Listerは「読む」ないし「引用する」というレヴェルでは作品を受容しながらも、自分のアイデンティティ擁護のためにはその「教え」を否定しており、文学に接する態度はアンビバレントなものであった様を如実に示した。川津報告はこのような根本的な問いにも再考を迫るなど実に内容豊かなものであった。

【川津報告へのコメント：その2】

ディシプリンの違いをこえて見えてくるもの

梅垣千尋

今回のシンポジウムに出席して実感したのは、「セクシュアリティ」という問題に取り組むときのアプローチの多様性と、この問題そのものの奥深さである。報告者は、英文学が専門の川津雅江氏と、社会学が専門の野田恵子氏。扱う時代の違いもあるだろうが、おそらくそれ以上に文学と社会学というディシプリンの違いも大きいようで、二報告を並べることで新たに何が見えてくるのか、私自身はまだクリアに整理できていないところもある。だが、こうした領域横断的なシンポジウムは、イギリス女性史研究会というオープンな場だからこそ成り立つものかもしれない。かねてから取り上げるべきとされながら、研究会で本格的に検討されることのなかった「セクシュアリティ」の問題に正面から切り込んだという意味でも、今回の企画の意義は高く評価されるべきだろう。ここで私に与えられたのは、川津報告にたいするコメントという役割であるが、以上のようなシンポジウム全体の意義に照らして、できるだけ個別報告にたいする個別コメントというかたちを避けて、考えたことを書いてみたい。

川津報告は、18世紀から19世紀初頭にかけての女性同士の親密な関係にかんする豊富なテキストを扱ったもので、この時代を「女性同性愛」という切り口から意識的にとらえてみるもののなかった私にとっては、蒙を啓かれる内容であった。たしかにいわれてみれば、メアリ・アステルのようなアン女王周辺の高教会派寄りの女性たちのあいだには、男性を遠ざけた独特な女性同士の「友愛」関係が成り立っていたようにみえるし、若いころのメアリ・ウルストンクラフトが女性の友人に抱いていた感情にも、友情という言葉以上の何かが感じられる。ただ、その程度の事例を思い浮かべただけでは、女性間の同性愛関係というものは流動的でなかなか認識されづらく、その存在をかたちあるものとして示すのは難しい、といった一般的な印象論にとどまってしまう。その点で、「スランゴスレンの貴婦人たち」やアン・リスターといった、かなり自覚的に同性愛的な関係を取り結んでいたと考えられる女性たちを取り上げた川津報告は、「女性同性愛」の存在を具体的につかみとるためのヒントに満ちていて、紹介されるテキストのひとつひとつに興味尽きなかった。

だが、そうして挙げられた事例の面白さに魅了されつつ、次の野田報告を聞いた後でふたたび川津報告の内容に立ち戻ってみると、ある種の不透明さを感じたこともたしかである。野田報告は、川津報告と同じくらいに豊富な「同性愛」をめぐるテキストを扱っていたが、そこで目指されていたのはいかにも社会学らしく、個々のテキストを貫く言説構造の解明であり、法・医学・キリス

ト教という知の体系の構図が明確に示されていただけに、それぞれのテキストの位置づけが理解しやすかった。こうした分析的な報告内容と並べてみると、川津報告のスタイルは叙述的といつてよく、テキストを超えた部分での議論の筋道が見えづらい。たとえば、報告の冒頭では、「女性同性愛者」の「両性具有説」と「外国説」が示され、その後、イギリス女性同士の親密な関係を「ロマンティックな友愛」と美化しつつ、同時に忌避するような両義的なまなざしが生まれたことが指摘される。だが、この二つのパラダイムが相互にどのような関係にあったのか（前者が後者にとって代わられたのか、あるいは両者が併存関係にあったのか、など）については、あまり立ち入った説明がなかったように思う。

しかし、このような見方はあまりにも社会学にたいして肩入れしすぎかもしれない。他方で、川津報告から感じたのは、やはりテキストに寄り添って事柄をとらえようとする、文学ならではの研究姿勢の強みである。よくいわれるように、社会学でベースとされる言説分析という手法は、個々人が意識的にせよ無意識的にせよ絡めとられる認識枠組みの存在に最大の注意が向けられるため、そうした規範的な言説体系を打ち破ったり、それに抵抗したりする個人の語りやパフォーマンスへの関心は相対的に低くならざるをえない。しかし、たとえば川津報告で紹介されたアン・リスターのように、支配的な異性愛規範から大きく逸脱して女性との同性愛関係をもち、その性行為の詳細を日記に記録し、同性愛の感情を「自然」なものとなえ認識したという希有な女性の存在は、セクシュアリティというものが、ときとして私たちの想像をはるかに超える自由な羽ばたきを人間の内面にもたらすことを教えてくれる。その羽ばたきが、はたしてどのように可能になったのか——リスターの場合でいえば、彼女がどのようにして19世紀前半という時代に「女性同性愛者」としての性的アイデンティティをもちえたのか——という問題は、もう少し掘り下げて検討する必要があるにしても、やはりテキストそのものの圧倒的な力から学ぶことは少なくないと思う。

セクシュアリティというものは、ひとりひとりの人間の身体と感情に根ざした、きわめて「個人的」な事柄であるだけに、そこには個人と社会のあいだ、主体と構造のあいだの緊張がもっとも凝縮されたかたちであらわれる。やや外在的な感想になってしまうが、セクシュアリティという問題にそれほど壮大なテーマが孕まれているということに気づくことができただけでも、私にとっては大きな収穫であった。

【報告を終えて】

女性同士の友情を超えた愛はセクシュアルか？

川津雅江

イギリスの女性同性愛史において、18世紀末期から19世紀初期のロマン主義時代は一つの区切りとして見なせるであろう。それまで支配的であった女性同性愛者の両性具有説と外国説は19世紀に入っても根強く続き、たとえばスコットランドの女性教師マリアン・ウッズとジェイン・ピリーの事件（1811-19）では二人が同性愛者ではない証拠として唱えられた。女性同性愛者の両性具有説の背後には、異性間の性行為中心主義が潜んでいる。つまり、正常な身体を持つと考えられたイギリスの女性たちはどんなに親密な関係であろうとも、男性と全く無関係であるが故に、清らかな友情関係としてしか見なされなかった。18世紀末期までには、このような女性間の友情は「ロマンティックな友愛」と呼ばれ、その性的でない関係が女性の貞淑や美德のあらわれとして称賛されるようになる。しかしながら、その一方で、同時期ごろから、イギリス女性間の過剰に親密な関係の「異常さ」や「不自然さ」を指摘し、「サフィズム」（現代の用法と同じく性的な女性同性愛を示す語）を疑う声がささやかにはじめていたのである。

今回のシンポジウムでは、このように相反する言説があったロマン主義時代における実在の女性たちの二つの事例——一つはアイルランドの貴族出身で、北ウェールズのスランゴスレンで50年以上も同棲していたエレナー・バトラーとセアラ・ポンソンビィ（いわゆるスランゴスレンの貴婦人たち）、もう一つは西ヨークシャー州ハリファックスのジェントリ階級の独身女性アン・リスターとその恋人たちを取り上げた。スランゴスレンの貴婦人たちに対する同時代の相反する反応は、「ロマンティックな友愛」と「サフィズム」が表と裏の顔である可能性を示している。だが、彼女たち自身が自分たちの関係を性的な同性愛であると認識していたかどうかは、不明のままである。一方、リスターの場合は、日記の中で女性への愛や女性との性行為を暗号で詳細に記していたので、彼女が女性同性愛者としての性的アイデンティティを持っていたことは明らかである。しかも、彼女は公の場では、他の女性との関係について「友情の最も遠い端を超えてはいない」と発言し、自分のセクシュアリティについて隠す術を心得ていた。

フロアからは、さまざまなご質問やご意見をいただき、あらためてセクシュアリティを研究対象とするこ

との難しさを考えさせられた。同性愛者と同性愛行為を区別するフーコー的なセクシュアリティ史観に関連したご質問に対しては、少なくともリスターの事例は20世紀以前にはセクシュアルな女性同性愛者がいなかったとする1980年代の女性同性愛史観を一蹴するものであると答えたが、そのとき重要な点を指摘せず曖昧のままにしておいたので、ここで付け足しておきたい。つまり、リスターは「サッポロ的愛」（彼女は古代ギリシャのサッポロに由来する「サフィズム」と同意で用いている）を「教えられたもの」、「つくりもの」として退けながら、彼女が他の女性に抱く愛を「自然」であり「本能」であると主張したが、そうした愛については「友情の最も遠い端を超えた」ものとか「友情よりももっと愛情のこもった何か」などと表現するにとどまった。では、友情と愛の境界はどこにあるのだろうか？リスターがスランゴスレンの貴婦人たちの関係について「プラトニックではない」と言い切ったように、セクシュアルな関係の有無が一つの指標であると言うことはできる。しかし、リスター自身が自分の「トリバド」的な性器接触行為（“queer to queer”）と、張り子を使用するような異性間性行為の模倣（彼女のいう「つくりもの」としての「サフィズム」）を区別して考えていたように、どういう行為が女性間のセクシュアルな関係と言えるのかは、実際のところかなり微妙で難解な問題であろう。

最後に、シンポジウムでは言及しなかった女性同性愛とフェミニズムの問題について触れておきたい。1980年代のエイドリアン・リッチは女性同性愛（lesbianism）を単なる友情関係と区別しがたいほど非常に広く捉え、家父長制の「強制的異性愛」社会から逃れる一つの方法であるとした。この考えに従って、モイラ・ファガソンは『最初のフェミニストたち』（1985）の中にスランゴスレンの貴婦人たちを数えている。しかし、彼女たちはパーク寄りの保守主義者であり、階級差別意識も強かった。彼女たちを異性愛社会に反抗したフェミニストと見なすことには、慎重であるべきである。



【野田報告へのコメント：その1】

薄らぎゆく身体性／プラトニック・ラヴ —同性愛の包摂の中で—

田村俊行

野田氏の報告は、キリスト教的性規範における「純潔」「愛」という観念に注目し、宗教的論理構造のレベルで同性愛の社会的「排除」と「包摂」の歴史を捉えなおしたものと言えよう。とりわけ、従来「リベラリズムの台頭」や「大戦後の性規範の揺らぎ」として説明されがちな20世紀後半の同性愛の「包摂」という社会的な動きが、「愛」というキリスト教的性規範のパラダイムから逸脱することなく展開していたという指摘は示唆に富む。ここでは、野田氏の報告内容に沿いつつも、それとは異なった視覚からこの歴史を見てみたい。

ここで取り上げるのは、身体性という視覚である。同性愛の排除から包摂に至る長い歴史の変遷を見てみると、この身体が、「愛」という観念が称揚されるかたわらで、薄らいでいくように思えるのである。では、1885年以降の動きを中心に、身体性について述べよう。

1533年のヘンリ8世治世に制定された法律により、肛門を使った擬似性交は“unnatural”として死刑の対象とされた。その後1861年に死刑の適用が除外されるも、懲役または終身刑が課せられた。そして、社会浄化運動に関わった1885年の刑法改正法では、男性同士の「猥褻」な行為、すなわち性的行為を刑法の中に取り込むのである（同性愛の「犯罪化」）。これらは、男性同士の身体の接触に注目し、その密接な性的関係に、キリスト教的性規範に則し反応したものであったといえる。野田報告によれば、19世紀における同性愛をめぐる議論のなかで、男性どうしの性的接触は「伝染病」と比喻されたそうだが、この“contagious disease”という言葉が内包している「接触伝染」という意味内容を鑑みると、この比喻は同性愛者の身体性への凝視を示唆しているように思われる。

しかし、このような同性愛への注目は、20世紀を前後して転換点に差し掛かったようである。それを促したのは、とりわけ性科学者たちであった。彼らは、「身体的欲求を追求する猥褻な同性愛的行為」というパラダイムを転換させ、同性愛を神から与えられたひとつの状態(natural)であるとし、規範的異性愛（一対の男女による愛）と併存しうる人格、すなわち「生得的同性愛者」というパラダイムを提示した。それによると、同性愛者同士が性的な関係を持ったとしても、それが純粋な（一対による）「愛」に基づくものであれば、「性的欲望」に唆されておこなう性行為とは区別されるという。ここで重視されているのは、刑法改正法などに見られるような身体的接触への厳格な監視というよりはむしろ、それに対置される観念的な「愛」への眼差しである。

男性同性愛の一方で、20世紀に入り同性愛の問題はレズビアニズムをも巻き込むかに見えた。その動向は、

1921年の刑法改正法案が男性同性愛と等しく女性のそれも裁くことを提案していることに表れている。しかし、この修正案は「[法の制定が却って]「無垢な」女性たちをそのような行為に誘引してしまう」恐れがあるとして否決された。確かにこの否決からは、アクトン流のジェンダーも看取できるが、同時に女性の意識がその身体へと注がれることへの恐怖も見て取れよう。また、レズビアニズムを扱った小説を糾弾した『サンデー・エクスプレス』の記事からは、同性愛者の可視的な身体・行為への忌避を読み取ることができる。

世紀中葉になると、生得的同性愛者の「脱犯罪化」と包摂の言説が、政治・宗教・社会の領域において重みを増していく。野田報告では同性愛法改正協会、ウルファンデン報告書とそれへのカンタベリ大主教の見解、『タイムズ』などが取り上げられており、これらはいずれも性科学者による「生得的同性愛者」パラダイムを、程度の差はあれ受け継いでいるようである。すなわち、様々なレベルの言説において、「猥褻」な欲求を可視化する身体と、純情な同性への「愛」との切り離しが試みられているのである。

このように見ると、排除から包摂に至る歴史は、厳然と存在する同性愛者の身体性を飾り立てたり切り離したりしていく歴史として語ることもできよう。その時に身体は、「猥褻」といったイメージや病気のイメージで語られるのである。同性愛者の精神的な「愛」を称揚しつつその身体性を秘匿することで、同性愛者が社会への門扉に手をかけることを許しているようにも思えるのである。

2013年2月6日、同性婚法案の第二読会通過を報じる現地の新聞記事は、それを歴史的な出来事として扱う一方で、その論調は必ずしも今後の議会審議を楽観視してはいない。同性愛の包摂という問題は今後も様々な展開を経るのであろうが、果たしてその過程で、「身体性」はどうあるのだろうか。

〈参考資料〉

Davis, Gayle, 'Health and sexuality', in Mark Jackson (ed.), *The Oxford handbook of the history of medicine*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2012.

Mason, Michael, *The making of Victorian sexual attitudes*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1994.

石塚久郎、鈴木晃仁編『身体医文化論 感覚と欲望』慶応義塾大学出版会、2002年。



【野田報告へのコメント：その2】

近現代イギリスにおけるセクシュアリティを貫く力学 —連続か断絶か？

山口みどり

「揺らぐ境界—セクシュアリティとジェンダー」と銘打った今回のシンポジウム。ロマン主義時代の女騎士の愛を扱った川津報告に対し、野田報告「排除される親密性—イギリスにおける『純潔』とその境界」は、ホモ・セクシュアリティがイギリス社会に包摂される過程を、19世紀後半の社会純化運動から2004年の「市民パートナーシップ法」成立にいたる長いスパンで射程に収めるものであった。

論点としてまずは、性の歴史における歴史区分の問題にかかわる、20世紀への世紀転換期の解釈を取り上げたい。伝統的見解では、「性科学」の誕生するこの時期は、ヴィクトリア的性道徳から脱却する進歩の時代とされてきた。それに対し、レズビアンを研究するフェミニスト史家は、性科学を1870年代のフェミニストによる社会純化運動に対する反動と捉え、伝統的女性観の連続を強調している。ハヴロック・エリスら当時の性科学者は、「性転倒」を先天的なものと考えたが、レズビアンのうち「女性役」の方は擬似同性愛者で、先天的なものではないとした。性科学者たちはフェミニズムを危険視し、19世紀末の「新しい女性」が発展させようとした資質を、不自然で理に反したものだとして分類し、自由を強く求める女性、特に独身で働く女性たちに「レズビアン」のレッテルを貼ることによってその動きを封じようとしたというのである¹。

一方、ホモ・セクシュアリティについての野田氏の研究は、やはりこの時期の変化を「伝統的な道徳観の揺らぎ」という事実のみで説明するのは困難」としながらも、また別の見方を提示している。性科学の誕生は、「同性愛者／性転倒者」という認識様式を提示し、同性愛を「猥褻」から切り離した。そして「愛」に基づくものである限り、同性愛は「純潔」概念に抵触しないとして擁護したという。この意味で、野田氏は逆に性科学と社会純化運動の親和性を強調したことになろう。「同性愛の歴史」のなかで、こうしたホ

モ・セクシュアリティとレズビアニズムとの構図的違いについて、さらなる議論を聞きたい。

さて、野田報告は、この親キリスト教的「純潔」概念のさらに長いスパンでの連続性を指摘するものでもあった。これは性の歴史だけでなく、宗教史における歴史区分—社会の世俗化の問題にも絡むこととなり、こちらも興味深い。19世紀における産業都市の発達が宗教の衰退を引き起こしたとする従来の見方に対し、カラム・ブラウン『キリスト教国イギリスの死—世俗化を理解する1800—2000年』（2001年）は、1800年から1960年代までのイギリスが、実は「きわめて宗教的な国家」であったと主張した。そして1960年代を分水嶺として、イギリス社会はその後わずか40年足らずでキリスト教から脱却したとする。

それに対し、野田氏の議論は、「1960年代」を超えたさらなる連続性を示唆した。グロスター報告（1979）オズボーン報告（1989）人間の性に関する問題（1991）における英国国教会の見解は、同性愛者の人権を認めるものであり、同性愛が「生得的」であるという解釈から、それゆえ「自然」（神）が生み出した存在であるという論理を可能にした。「愛」の関係性として、キリスト教規範の理解可能性内部に取り込んだわけである。野田報告によると、こうした解釈が、「市民パートナーシップ法」の背後にあったという。同性婚が伝統的家族観と対立するものではなく、同様に「愛」を基軸とした関係として描かれている点に野田氏は着目している。

しかし、こうしたキリスト教的価値観の連続性は、別の視点からも論じられるべきであろう。川津報告においても、「外国人嫌悪」との関係が指摘されていたが、20世紀末からの、キリスト教に親和的な価値観の連続は、他の宗教との線引き、とりわけ対イスラムの線引きの影響もみられるのではないかと。20世紀末のイギリスに、キリスト教に親和的な価値観を強調する必要性が確かにあったのである。そうした点の掘り下げも今後期待したい。



1 Sheila Jeffreys, 'Women and Sexuality', Chapter 8 in June Purvis, *Women's History Britain, 1850-1945* (UCL Press, 1995).

【報告を終えて】

イギリスにおける「同性愛」の排除と社会的包摂

野田恵子

近現代イギリス社会において「同性愛（者）」の社会的地位ほど劇的に変化したものはないといっても過言ではないだろう。キリスト教の道徳律で「罪」とされた時代から「犯罪」や「病理」へ、そして「同性婚」の合法化によって「家族」のひとつのありようとして認識される時代へ、とおおよそ一世紀の間に、「同性愛」をめぐる歴史は大きく展開した。本報告では、このような変容の大きな転換点である20世紀転換期イギリスに焦点をあて、近代の性規範と、そこでの「同性愛」の抑圧と排除の構造を「純潔」という概念を手掛かりに概観した。その要約は以下のとおりである。20世紀転換期イギリスの中産階級の人々の信条であった「純潔」は、生殖を軸とする関係性、つまり一対の男女の異性愛の絆のみを「正しい性」として規定する規範を支えた概念であり、その源泉はキリスト教の性へのまなざしに見出すことができる。そこで排除された性の形態のひとつが「同性愛」の関係性であった。

「同性愛」の容認から「同性婚」の合法化に至る過程は、「同性愛」を「正しくない性」として排除・抑圧した「純潔」という概念が象徴する性規範との格闘であったが、その「格闘」は、決してキリスト教を源泉とする性規範を根底から揺るがすものではなかった。むしろ「同性愛」の社会的包摂は、自らを排除した「純潔」という言葉で形容される関係性の内部に、「同性愛」が取り込まれる過程であったといえる。つまり、イギリスの「同性愛」の犯罪化（1885）から「同性婚」の合法化（2004）までの過程は、階級やジェンダー、警察やメディアなど近代の社会装置など、様々な変数と複雑に絡まり合いながらも、突き詰めれば「純潔」という観念を軸にした、キリスト教の性規範の内部での自己展開とも見ることはできるのである。

このような趣旨の報告に対し、様々なご質問やご批判を頂いた。ここですべてを個別にとりあげることにはできないが、質疑の最も大きな論点は、キリスト教を源泉とする規範が作動する水準の問題である。これは、社会の無意識といってもいい位相でそこに生きる人々を拘束する規範に対する問題設定の妥当性への問いだと捉えることもできる。キリスト教の規範についての問題は簡単に答えのでない困難な問いである。その困難は、キリスト教の規範の作動する二つの水準に起因するものであろう。ここでの二つの水準とは、

人々の無意識に作動する規範の水準（「メタ規範」）と、キリスト教の諸派が掲げる具体的な（意識化された）道徳の水準（社会規範）である。本報告で照準したのは、「メタ規範」としてのキリスト教とその他の諸要素との関係性である。この水準のキリスト教は、当該社会に生きる人々の思考の枠組み（諸要素を解釈する思考の型）ともいえるべきもので、実際の信仰や宗教としてのキリスト教に源泉を持ち、それと複雑に絡まりながらも、別の位相にあるものといえる。しかしこの二つの水準は、分節するのが非常に困難であり、簡単に一方から他方へ横滑りしてしまうものでもある。だがいかに困難であろうとも、この一世紀にわたるキリスト教の規範と「同性愛」の複雑な関係性を読み解くには、二つの水準のキリスト教の関係性を解きほぐすことが必要のように思われる。というのも、キリスト教に根ざす性への認識形態は、各時代に固有の諸要素と複雑に絡まり合いながら、信仰や宗教としてのキリスト教の影響力の衰退以降も、社会の無意識を拘束する規範として、「同性婚」の合法化に至るまでの過程で、イギリス社会の「同性愛」への態度を根底において規定するものだったといえるからである。ここには、規範とその他の諸要素との複雑な関係性が存在するが、その関係性を個別の問いの中で解きほぐすことで開示される視角があるのではないだろう。

セクシュアリティのありようは、当該社会の根幹を規定する規範から、各時代・各社会に固有の多様な変数で、様々な要素が絡まりあいながら形成されるもので、「同性愛」の歴史を概観してみても、そこには伝統的な規範からの「抑圧」や「解放」という言葉では捉えきれないセクシュアリティをめぐる諸要素の力学のダイナミズムが見出せるはずである。今後は、セクシュアリティをめぐって作動する力学やその関係性を解きほぐすことで、「抑圧」や「解放」という言葉では捉えきれないダイナミズムをより鮮明に描くことを目指したい。



【全体コメント】

〈自然な愛〉から〈伝統的な家庭を築く自由〉へ —クィア・ポリティクスの現在から—

清水 晶子



シンポジウム「揺らぐ境界——セクシュアリティとジェンダー」は、現在の性の政治をより大きな歴史的パースペクティブのもとにおきなす刺激的な試みであった。川津、野田両氏の御報告の詳細についてはそれぞれの御論考にゆずるとして、ここでは、「クィア・ポリティクスの現在」を起点にお二人の御報告からいただいたヒントを辿りなおしてみたい。

1980年代後半には露骨に同性愛嫌悪的な道德保守路線をとっていた英米両国においても1990年半ば頃から商業的な文化的包摂が広まり、2000年代に入ると米国や西欧諸国を中心に同性婚の法制化運動が展開されて一定の支持を集めるようになる。これを性的少数者の権利の拡大と見ることはもちろん可能である。しかし、性的少数者の商業・文化的包摂や婚姻といういわば私的領域での自由が前景化される中、性の政治は支配的な経済体制や国家主義と共犯関係を結びつつあるのではないか。2000年代の英米におけるクィア・ポリティクスにおいて問題になってきたのは、その点である。アカデミアにおいては、公的領域における脱政治化及び私的領域における消費・経済活動と家族形成の自由を目指すアクティビズムを新自由主義の一翼として批判するLisa Dugganや、9.11以降の欧米のアクティビズムが「同性愛嫌悪的なイスラム」と「性的多様性に寛容で自由な我々」とを差別化することで国家主義や人種主義と共犯関係を結んできたと指摘するJasbir Puarらの議論が、その代表格といえるだろう。2000年代の英米において、セクシュアリティは何よりもまず経済／国家体制に奉仕するべく管理されるのである。

もちろん、川津、野田両氏の御報告からも明らかのように、「セクシュアリティ」はいつも特定の社会／経済体制にあうようにつくられ管理されてきたのであって、問題となるのは、それがどのように／どのような概念を通じてなされるか、であろう。その観点から今回のシンポジウムをふりかえるときに重要なのは「自然」という

タームである。「自然＝神の摂理」に反した道德的墮落という同性愛理解へのカウンターとして、学んだり教わったりしていない「自然な」ものとしての同性愛（川津）、あるいは「生得的な状態」としての同性愛（野田）という言葉が登場すること、そしてそれが20世紀後半から今に続く「自然でリスpekタブルな」同性愛者という議論を可能にしていること（野田）には、疑いの余地がない。しかしここで興味深いのは、例えば河津氏が示すアン・リスターの日記における「自然」が殆どそれ自体で同性への性愛を正当化するものとして機能することを期待されているのに対し、野田氏が提示する20世紀後半の同性愛の脱犯罪化や同性パートナーシップの擁護という文脈における「生得的な状態」は「伝統的な家庭」との整合性というバックアップを必要とする、という点である。野田氏が指摘するようにここにはキリスト教規範の継続が見られるのだが、同時にそれだけでは何故現在それほどに正当化が要請されるのかの説明はつかない。むしろ両氏の報告から浮かび上がるのは、「自然」が「神の摂理」のバックアップを失ってそれ自体では同性愛者の社会的包摂を正当化し損ねている一方で、包摂の正当化自体は社会的に要請されている、という事態ではないか。「伝統的な家庭」はまさにこの正当化の要請において再召還されるのであって、その出所ではない。

前述したDugganらの議論は正当化の要請の出所という問題にひとつの回答——新自由主義の経済体制——を提供してくれる。しかし逆に、両氏の報告は、Dugganらが必ずしも明らかにしていない現代の性の政治と新自由主義との親和性の由来についての考察の可能性を開くものでもあるだろう。たとえば、経済的要請と道德的要請とに同時にアピールできる社会的包摂の新たな正当化の根拠として「自由」——伝統的家族形成の自由——への焦点化が同性愛の政治にとっての魅力をもつようになったことは、19世紀以来正当化の根拠を担って来た「自然」がその力を失ったことと、関係しているのかもしれない。そして、これらのキタームの歴史的な変遷を明らかにする作業は、現代の欧米における新自由主義的な性の政治と反イスラム主義との共犯関係や、異なる背景をもつ地域や文化での性の政治におけるこれらのキタームの利用に際して何が呼び出されるのかについての考察にとっても、重要な示唆を与えてくれるのではなかろうか。

【ロンドン通信 Part 2】

ウィメンズ・ライブラリー、その後

竹内敬子

前号でも触れたように、2012年3月のロンドン・メトロポリタン大学によりウィメンズ・ライブラリーの所有権放棄を決定がなされ、一時は我々にとって貴重なこの図書館の閉鎖や資料の複数館への分散が心配されました。しかし、最終的にはLSEへの移管が決まり、多くの愛用者はほっと一息をつきました。

私は、3月中旬に、イギリスに行く機会があり、ウィメンズ・ライブラリーおよびLSEを訪問してきました。前号の原稿を書いていた時点で、The Women's Library@LSEのサイト上には、LSE図書館の4階に設置される新Women's Libraryや展示室の写真が掲載されていたため、私は、すでに改装の工事がかなり進んでおり、資料の移転に備えているのだと思っていました。その改装の様子を見るために、LSE図書館の4階に行ったところ、新Women's Libraryの影も形もなく、司書の方に聞いたところ、その写真はイメージ図で工事は夏ごろから始まるとのこと。

その後、ウィメンズ・ライブラリーも訪ねました。こちらは、3月22日までは、制限つきでオープンしているとのことでしたので、電話で予約の確認をしたところ、入り口が閉鎖されているので隣の建物から入るように言われました。移転のための工事が始まっているためかと思っていたのですが、ずいぶんと厳重な警戒ぶりで、ロンドン・メトロポリタン大学の入り口で名前を確認され、そこからは守衛さんのエスコート（護送？）つきでした。途中にもう1箇所チェックポイントがあり、そこでも名前が確認され、図書館入り口まで送り届けられる、といった具合でした。

守衛さんの話によれば、実は、これは、国際女性デーである3月8日に、約70名ほどのフェミニストによってウィメンズ・ライブラリーが占拠されたことに起因する警戒だったのです。占拠は2日間にわたりましたが、3月9日には全員が警官により1人ずつ引きずり出されました。その様子はYou Tubeにもアップされています。どんな団体が中心となってこのような活動を組織したのか、詳しいことは分からないのですが、「国際女性デーに直接行動を起こそう！」というネットでの呼びかけに応じて女性たちが集まったようです（<http://reclaimit2013.wordpress.com/about/>）。

この呼びかけによれば、ウィメンズ・ライブラリーの「閉鎖」への反対、そして、より広い意味では、現政権の女性関連予算の削減全般への抗議のために、図書館の占拠活動が組織されたとのこと。ウィメンズ・ライブラリーには「女性の歴史」が収集されており、女性施策のための予算削減が行われているまさに今、「我々の歴史」へのアクセスは重要な権利であ

る、とのこと。ことの是非はともかく、イギリスの女性たちの行動力と、「女性の歴史」を大切に思う気概に感銘を受けました。

ウィメンズ・ライブラリーの司書の一部は、すでに、LSEでも部分的に勤務が始まっています。司書の方の協力を得、The Women's Library@LSEのプロジェクト・マネージャーのAnna Towlson氏に、私たちのニュース・レターでウィメンズ・ライブラリーのことを取り上げたことも伝えることが出来ました。Towlson Library氏は「我々はこの女性の歴史の実に刺激的なコレクションをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいく決意です。このコレクションに興味のあるすべての方たちとthe Women's Library @LSEでお会い出来る日を楽しみにしています」という、Service DirectorのLiz Chapman氏の言葉を紹介してくださいました。

なお、ウィメンズ・ライブラリーを訪ねた際、入り口で高齢の女性と一緒にになりました。その方は、ご近所に住んでいる方で、しばしば展示を見にいらっしゃるとか。この度の物々しい警戒には、憤慨しておられました。ウィメンズ・ライブラリーがLSEに移転すると、こうした一般の市民の方が利用しづらくなるのでは？という懸念があると聞いてはいましたが、確かにそのとおりだと実感しました。

研究者以外の方たちの利用しやすさを確保することも含めて、私たちの研究に欠かせないウィメンズ・ライブラリーの発展を、温かく、かつ厳しい目で見守っていく必要があるでしょう。

The Women's Library@LSE :

<http://www2.lse.ac.uk/library/news/Womens-Library.aspx>



入口が封鎖された
ウィメンズ・ライ
ブラリー

【書評】

川津雅江 『サッポーたちの十八世紀 —近代イギリスにおける女性・ジェンダー・セクシュアリティ』

小川公代

西洋の長い歴史において、古代ギリシャの抒情詩人の名前「サッポー」は、女性詩人たちを称賛するときに授けられた称号のようなものと考えられる。ただし、この名前が諸刃の剣である所以は、文芸で名声を得た女性たちがサッポーと称されることによって、

レスビアニズム

「女性同性愛」と関連付けられてしまい、彼女たちの道徳性や貞淑さが脅かされたことにあろう。それは、同性愛者として知られるサッポーの出身地「レスボス島」が“Lesbian”の語源であることや、サッポーという名前もまた“Sapphism”（女性同性愛）の起源であることをみても明らかである。18世紀のイギリス女性作家・詩人たち、あるいは作中の女性登場人物のジェンダーやセクシュアリティをどう評するかという問題を、サッポーにまで遡って考えようとするのが、本書の意図である。西暦が始まってまもなく、偉大な詩人サッポーに「性的に淫らな女性」(203)や同性愛者のイメージが付きまとうようになるが、これは後世の知性ある女性が、しばしば「男性的」、「両性具有的」とであると形容され、男性の役割を担う女性同性愛者と混同されることとなった運命を予兆していたともいえる。この異性愛の関係が「正常」、どちらかが男性的になる同性愛の関係は「異常」という二分法はおそらく現代まで根強く生きている。本書は、文芸的公共圏の一員となることによってジェンダーの分離領域を逸脱した18世紀の女性作家・詩人たちがサッポーのもつ男性的なイメージや性的アイデンティティとどのような折り合いをつけたかを鋭く考察している。

本書の欠点をあえて挙げるとするならば、3部構成となっているうちの第二部のおさまりが幾分悪いことであろう。第一部では、プラトンの時代から18世紀までの著述家や詩人たちがさまざまなフィクションを紡ぎ、サッポー像を変容させてきたことを詳細に報告しているが、虚構化された同性愛者サッポーの後に、実在した男装女性が第二部で扱われるのが唐突に感じられる。本書では、多数の具体例を挙げながら、18世紀の女性同性愛作家・詩人、および小説に登場する同性愛者や男性的女性がサッポーの系譜を辿っていることを十分証明しているだけに、第一部と第二部のつながりを正当化する記述に乏しいのが残念である。ただ、このことがさして不満に思えないのは、レスビアニズ

ム、セクシュアリティ、ジェンダー論、身体論、といった議論が、緻密な研究調査、刺激的な作品解釈に基づいて見事に展開されているからである。

では、本書の魅力である具体例をみていこう。第一部では、虚構の世界に構築されたサッポー像がいかに多様で一貫性がないかが印象づけられている。ホラティウスは「男性的な」(13)、オウィディウスは性的に「淫らな」(28)サッポーを強調している。後者の『女主人公たち』に登場するサッポーはもはや抒情詩人ではなく、女性を複数愛し、その後、異性（パオーン）を愛するが捨てられた女性である(15)。また、サッポーは、ローマやコンスタンティノープルの初期キリスト教徒たちにより「道徳的放縦の極致」という烙印を押されてしまう(21)。他方で、15世紀フランス、16世紀イギリスでは、サッポーを「知的な女性」、「貞淑な女性」、優れた「詩人」として描いた作家・詩人もいた(21)。こうしてさまざまなサッポー像が作り出されるなか、川津氏が注目するのが17世紀以降のサッポー受容である。この時期、女性の「知性」を攻撃するコンテクストにおいてもサッポーが批判されるようになる(30)。18世紀に活躍した女性詩人メアリ・ウォートリ・モンタギュー夫人や、彫刻家アン・コンウェイ・ダマー夫人など、サッポーに喩えられる女性たちが、同性愛者としてゴシップの対象となった。一方で、ジョセフ・アディソンは、サッポーを異性愛者に転向し、ある種正常化することによって、詩人として擁護した。ジェンダーの規範に沿う女性作家のみ才能が認められるという傾向は、第三部、第六章で紹介されるメアリ・アステル、アン・フィンチ、キャサリン・フィリップス、ハンナ・モアらの評価の仕方にも表れている(136)。

川津氏が、第二部で実在する女性を分析対象としたのは、サッポーの男性的イメージがフィクションの世界にとどまらないことを示そうとしたからに他ならない。確かに、「女性兵士」ハンナ・スネルや「夫」になりきったメアリ・ハミルトンの事例を示すことによって、女性たちの両義的なセクシュアリティの捉えられ方を具体的に示すことができる。しかし、このような実在の女性たちもまた「物語」の

登場人物として語られるのだから、現実と虚構の境界線もまた曖昧になる。第四章で、ヘンリー・フィールディングに脚色されたハミルトンは「並々ならぬ性欲」や「異常な熱情」をもち、女性にとって「不自然」(80)と考えられていたことが指摘されているが、この語られる、あるいは脚色される対象としての女性こそが本書の主題といえよう。

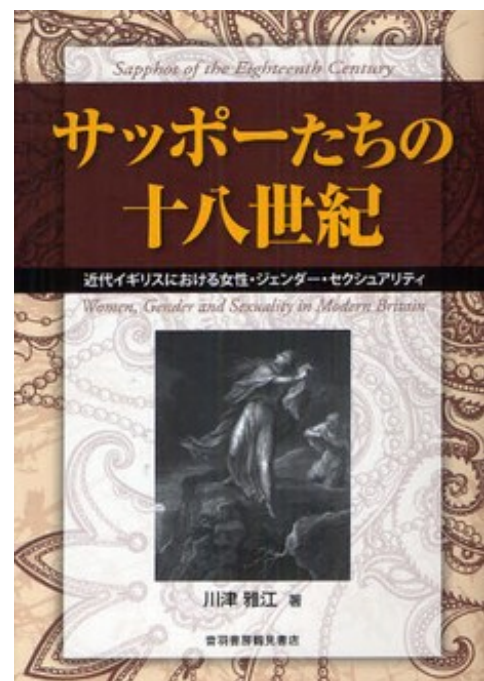
第三部の第七章と第八章(アンナ・シーワード)、第九章(メアリ・ロビンソン)、第十章(メアリ・ウルストンクラフト)、第十一章(マライア・エッジワス)がとくに読み応えがあると感じるのは、18世紀に女性のセクシュアリティが問題視されるようになったことが当時の身体表象と関連づけられており、説得力をもつからだろう。トマス・ラカーの身体表象史に基づく、18世紀後期に生物学的性差の概念が「一つの性/身体モデル」から「二つの性/身体モデル」へと移行したが、それにより、女性のセクシュアリティの概念も能動的で淫らなものから、受動的で貞淑なものへと再定義されるようになった(191)。第五章の「スランゴスレンの貴婦人たち」の事例は、彼女らが「サフィスト」であるという疑惑が起こったので、(第二部では)サッポーと最も近接性があるといえるが、彼女らの同性愛関係は、シーワードによってセクシュアルでない「エデン的な愛」(98)として解釈された。ここで注目し値するのは、女性は本質的に性的ではなく母性的であるとするシーワードの女性観が当時の新しいジェンダー・セクシュアリティ観を反映している、という川津氏の指摘である(191)。シーワードと彼女が熱烈に愛した養妹ホノーラ・スニードの関係もロマンティックな友愛の域をでていないし、彼女の物語詩『ルイーザ』(1784)のヒロインが愛欲的な愛を表現することはない、という報告も興味深い(167)。

また、女性は貞淑でなければならないと考えた保守主義者リチャード・ボルウェルは「女らしさを失った女たち」、あるいは「アマゾン的な」女性(243)としてロビンソンやウルストンクラフトを非難した。

『サッポーとパオーン』(1796)を書いたロビンソン自身、オウィディウスのサッポーのように「捨てられた女性」、「墮落した女性」であったし(203)、ウルストンクラフトの恋愛スキャンダルもサッポーの物語を彷彿させる。ロビンソンは詩人としてのアイデンティティ、ウルストンクラフトは教養ある男性的女性の「脱性化」(セクシュアリティ脱却)を訴えた。しかし、第一部で扱われたサッポーの虚構化を踏まえて考えると、語られる対象としての彼女たちが、どれほど才能の上でサッポーに近づこうとも、「淫らなセク

シュアリティの影から完全に逃れることは難しかった」(241)というのもうなずける。他方、エッジワスは『ベリンダ』に、「異常」(freak)、つまり女性性からの逸脱、を意味するフリーク夫人(Freke)を登場させている。しかし、フリーク夫人から「教養」を奪い、彼女に男性の否定的イメージと結びつけられる行為(狩猟や射撃や賭博)をさせ(255)、ヒロインには教養と知性を与えることで、最終的にはウルストンクラフトの議論に寄り添っている。

古代ギリシャのサッポーの情念や同性愛がしばしば揶揄の対象となったように、18世紀イギリスのサッポーたちのセクシュアリティもまた厳しく非難された。それによって、彼女たちの作品が過小評価されることもあった。その度に、「サッポー」に付随する知性や才能を、淫らな性質とは区別する必要があった。エッジワスも、シーワードや過去に文芸で活躍した女性たち同様、公共圏に入り込む「フリーク」(異常)な女性への不寛容を示しつつ、サッポーのような教養は称えたいと考えたのではないか。18世紀の女性作家たちが恐れたのは、主義主張が批判されることよりむしろ、公共圏において「女性としての身体を喪失」(264)することであったのだろう。それは『ベリンダ』では、レディ・ドラクールの乳房切除手術拒否に象徴的に表されている。本書の読者は、このような視点からジェンダーとセクシュアリティを捉えなおすことができ、新しい18世紀イギリス文学観を得ることであろう。



(音羽書房鶴見書店、2012年、322頁、¥4,830)

【現場に立って】

ポスト3. 11 ー女性たちの自助と互助ー

出島有紀子

2013年2月3日、ロンドンのテイト・モダンで開催された「シルヴァ・アクション」に400名近い女性たちが集まった。彼女たちはフェミニズム運動、人権擁護、平和運動などによって「英国を変えた」ヴェテランの活動家たちであり、全員が60歳を超えている。この企画では、集まった女性たちがそれぞれ自らの物語を語り、その模様が活動の記録映像と共にツイッターやブログで発信され、それを見た人がテイト・モダンのブログに意見を書き込み、それらすべてが会場の壁に映された。企画全体が現在67歳で長年フェミニズム運動に携わってきたアーティスト、スザンヌ・レイシの作品、という位置づけである（“The women who changed Britain forever,” *The Independent*, February 3, 2013）。

この催しに参加した女性たちの中に、1980年代にグリーンナム・コモン平和キャンプの中心メンバーであった反核運動家のステラ・ハーディングがいた。グリーンナム・コモン平和キャンプは、大量の新型ミサイルの設置が予定されていた米軍基地に女性たちが居座ったり基地を包囲したりした運動で、*The Long Road to Greenham*（邦題『魔女とミサイル』）でこれを詳述したジル・リディントンの言葉を借りれば「女性差別と世界的な武力外交の根は同じであると認識した非暴力による新しい型の平和運動」である（p. 7）。ステラ・ハーディングは「私は母親として、将来の世代を守るために抗議していた」と語る。彼女が感じた力強さ、連帯、エンパワメントにつながるような前向きなエネルギーは、1982年12月12日に3万人の女性が手をつないで基地を包囲したときに頂点に達し、その後も長く残ったという。

東日本大震災から2年が経った。現在の日本にも、ハーディングと同じ類の連帯感やエンパワメントを経験している女性たちがいる。一方で、そのような社会参加が自由にできない女性たちもいる。テイト・モダンのホームページによると、「シルヴァ・アクション」の企画が擁護したのは、高齢女性の包摂と社会参加、加齢と社会変化の中の女性の役割に新しい視点を与えることだった（“BMW Tate Live: Suzanne Lacy Silver Action.” <http://www.tate.org.uk/whats-on/tanks-tate-modern/music-and-live-performance/bmw-tate-live-suzanne-lacy-silver-action>）。これは高齢化がより進んでいる日本にも必要な視点であるが、現在の日本ではより若い女性の包摂と社会参加もいまだ十分であるとは言えない。東日本大震災で被災した女性たちの声を聞いていると、自らが被災しながらも互いに助け合うために様々な企画や団体を立ち上げて動いている女性たちがいる一方で、震災後特有の状況で昔ながらの女性の役割を強制され、自らの意見を出したり自らの意志で行動したりすることを妨げられている

女性たちがいることがわかる。筆者自身、仙台市内の実家で幼い子供たちと被災し、同じように幼い子をもつ友人や親族たちと、いかにして震災後の状況の中で子供たちを守っていくか試行錯誤してきた。その中で見えてきたのは、一口に被災地といっても地域や被害状況によって女性たちの抱えている問題は異なるものであること、そして震災は女性にエンパワメントの機会を与えた一方で、性的役割分担を強化もしたということである。また、震災後の被災地の情報不足の中で、血縁や地縁に代わる「ネット縁」が大きな役割を果たした一方で、そのような情報源に接触する手段をもたない女性たちが血縁や地縁に縛られつつもそれらの縁によって守られているという状況もわかってきた。震災復興とジェンダーというテーマは、2013年2月に開催された日本学術会議の公開シンポジウムをはじめ、各地で様々な分野の研究者や支援団体によって議論されているが、ここではイギリス近代の女性のチャリティ活動を研究してきた者として、また震災後に情報収集や互助的な活動に奔走した母親として個人的に考えたことを書いてみたい。

仙台駅からほど近いビルの28階に仙台市男女共同参画推進センターの「エル・ソーラ仙台」がある。イギリス女性史研究会は2004年に第6回研究会の会場としてここの研修室をお借りしたが、同じフロアに男女共同参画に関連する市民グループの交流や支援のための掲示板や図書室がある。今年（2013年）2月にここを訪れたときには、震災後の女性を支援するあるいは助け合うための様々な催しや講座、相談窓口、支援団体への協力の呼びかけのチラシや機関紙、活動報告書が置いてあった。それらを見ると、被災した方々を含めて多くの女性が自助、互助、そして町の復興のために積極的に取り組んでいることがわかる。もともと市民団体が積極的に活動していた女性たちが、被災した女性や子供に特化した支援組織を新たに立ち上げた例もあるし、それまでは市民団体に参加することなど考えなかったという女性たちが、震災後に何か自分にできることはないか、少しでも被災地のために何かしたい、という動機をもって支援組織や互助グループに参加していることもある。例えば「災害子ども支援ネットワークみやぎ」の託児スペースで働く3人の女性スタッフは自らが被災者であり、家や家族を失ったが、「大変な思いをされた方々のお役に立てればと思って」災害支援託児スタッフ養成講座を受講し、「同じ境遇の方が多くて気楽に話もできたし、“誰かの役に立っている”ということが私自身の力にもなっています」と語っている（（財）せんだい男女共同参画財団情報誌『WM・ダブリュ エム』Vol. 29,

p.6, 2012.10)。このように誰かの役に立っている、コミュニティに貢献している、という意識がエンパワメントにつながる、ということは、筆者がこれまで研究してきたヴィクトリア朝英国でチャリティ活動に従事した女性たちと同じである。それは参政権とはまた別の「シティズンシップ」（コミュニティの成員意識という意味での）の獲得である、と以前論文に書いたこともある（拙稿「慈善活動と女性のシティズンシップ1870～1900年—英国バーミンガムの〈フレンドレス・ガールズ〉救済組織を中心に」『ジェンダー研究』第5号、71-87頁、2002年）。その「シティズンシップ」獲得においては、人とのつながり、つまりネットワーク作りもまた重要な条件であった。東日本大震災後の支援団体や互助グループの人々もネットワーク作りには活発である。「特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ」の代表理事で、震災後に「災害子ども支援ネットワーク」を組織した小林純子氏は以下のように語る。「震災だからこそできた連携もあった。震災後宮城県にも多くのNGOが入り、緊急支援を行った。学校への支援を行う際、重複を避けるための調整会議が開かれ、物資支援が一段落した後「子ども支援会議」として継続し、「災害ボランティアのための子どもの保護と安全確保に関する行動規範」が作成された」。（『WM』Vol. 29, p.4）

このようにNGO同士が支援の重複を避けるために調整会議を行うことで通常は関わり合いの少なかった団体同士が連携することもあったし、支援のノウハウを持つ神戸や新潟の団体と今回の被災地の団体が連携することもあった。また、福島第一原発の事故による放射能汚染については、どこが何の放射線物質によるどれくらいの放射線量で、それは誰にどのくらい影響を与えるものでどう対処すればよいのかという情報が圧倒的に不足していたため、特に子どもを持つ親たちは必死にネット上に情報を求め、何らかの情報や数値が出るとそれらはSNSやブログやツイッターを通してすさまじい勢いで共有された。そのうちに各地で親たちが放射能汚染について勉強会や講演会を開いたり共同でガイガーカウンターを購入して測定値を発表したりする自助グループができ、それらは次第に全国規模でつながっていった。筆者もこのようなグループに参加したが、そこでの議論で感じたことは、テレビが伝える放射能に関する情報の根拠の不明確さ、そしていかに情報が東京に偏っており地方の情報が入ってこないか、であった。被災地の惨状がくりかえし流れる一方で、被災地域の住民が生活していく上で必要な情報はほとんど報道されなかった。幼い子どもをもつ宮城県在住の友人は、「一番役に立ったのはSNSだった」と言う。震災直後、どこに行けばオムツやミルクが手に入るかという類の情報が素早く得られたのはSNSであったし、「被災地の母親を支援するには今どこに何を送ればいいか」「被災地の乳児医療に使ってもらいたい寄付はどこに送ればいいか」というような具体的な情報もSNSから得ることができた。ここでも支援のためのネットワークが作られていたと言えよう。

しかし、このように支援や互助のために動くことで「エンパワメント」を実現し、人との「ネットワー

ク」を作ったのは、被災地の女性たちの一部にすぎない。特に血縁・地縁の強い農村部の「嫁」たちの中には、都市の女性たちのように自由に行動したり発言したりできない者も少なくない。それを知ったのは福島第一原発事故の影響で避難中の友人を訪ねたときだった。

「ネットで放射能について調べたりしてるお母さんたちはいないねえ」と避難生活中の友人は言った。彼女の住む地域は福島第一原発事故による避難地域になっており、彼女は現在夫と小学生の子ども二人と福島市内の賃貸アパートで避難生活を送っている。この言葉に私はかなり驚いた。東京に住む「ママ友」たちでさえ、子どもの保育園や近所の公園の放射線量をネットでチェックしたり、市から毎日届く「今日の空間放射線量」のメーリングリストに登録したりしていたからだ。福島の母親たちはそれ以上に情報収集に必死になっているにちがいない、と勝手に考えていたのだ。避難地域には農業を中心とした地域が多く、三世帯が同居して家族全員で農作業をする家が多い。小さい子どもの「母親」はたいてい一家の「嫁」であり、世帯主（多くは舅）というリーダーの下で家族や近所の人々と協力しながら動く立場にいる。家族の行動の決定権は世帯主が握っており、「嫁」は自ら何かを調べたり行動を起こしたりする習慣がない場合が多い。彼女たちにとって最大の情報源は何なのかを尋ねると、「茶飲み話」という答えが返ってきた。友人は避難生活中の子どもの間借りしている小学校との統合について町に要望を出したいそうだが、何かあったときに責任を負わされるから、と舅と夫に反対されたそう。話を聞いていて思ったのは、彼女たちにとってはまだまだ血縁・地縁が強力で、家父長制度に縛られているように思えるが、行動の自由があまりない分、責任も（世帯主が負ってくれるので）あまりないということだ。守られている、とさえ言えるかもしれない。必要以上に不安を煽るようなネット上の情報を見て子どもと疎開しようかと悩むよりも、世帯主に判断を任せて頭を悩ませずに暮らす方が本人たちや子どもたちの健康のためにも良いのかもしれない。「放射能の問題への対策としては、ニコニコして免疫力を上げるのが一番」と言っている専門家もいるくらいだ。県や町からの放射能に関する情報は世帯主宛てで、内容は安心を促すようなものばかりだという。たまに市民団体による勉強会のチラシが電柱に貼られているのを目にするが、行ったという人は周りにいないらしい。都市部とちがって、常に「どこに行くんだ」「何をしているんだ」と尋ねるような周りの目にさらされ続けている農村地域の女性たちが、個人主体として社会参加型の支援活動や互助活動をするのは至難の業なのかもしれない。

しかし他方では、震災が「嫁」のエンパワメントにつながったという話もある。避難して狭い仮設住宅に住むことになったおかげで大家族が分散し、若い夫婦が核家族化したというケースは少なくない。親世代から離れ、農作業から解放され、外に働きに

出ることになった「嫁」が行動や判断の自由を手にいれた、という話は個人的にも聞いたことがあるし、「災害復興とジェンダー」シンポジウムでも話題になっていた（岡田知弘報告「震災からの地域再生と復興事業の課題」）。一方で、避難のために親世帯や親族と同居することになったため、ケア提供者としての「嫁」の役割が重くなって苦しんでいるケースもある（宗片恵美子「意思決定の場に女性参画で力を発揮」『WM』Vol.27, p.6, 2011. 11）。災害の後は性別役割分担意識が顕著に表れる、という議論は阪神淡路大震災の後にも聞かれたが、東日本大震災においても指摘されている（清原桂子「震災復興に女性たちの視点と力を」『WM』Vol. 27, p. 3、戒能民江「震災とDV 女性の人権を守るために」『WM』Vol. 28, p. 6, 2012.3）。支援活動に従事している前出の小林純子氏は、震災の後に様々な人権侵害が発生したのは「震災があったから」というより「日常的にあった男尊女卑の考え方」や「力による支配の常習」が震災によって「表面化した」からだ実感している（小林 p. 3）。

血縁や地縁の薄い都市の女性は個人単位で自助や互助活動ができるが、血縁・地縁の濃い地域では自助や互助も世帯単位であり、女性が主体的に動くことは難しい。「母」や「女性」は連帯できるが「嫁」の連帯は難しいのである。「シルヴァ・アクション」に参加した女性たちが語ったような活動への参加によって得られる連帯感やエンパワメントをより多くの女性の手が届くものにするためには、まだまだ行動や提言が必要である。前述の「災害復興とジェンダー」シンポジウムでは、「世帯単位ではない女性の状況を調査して明らかにすることが必要」という具体的な提言がなされていた（山地久美子報告「東日本大震災からの復興と都市政策の課題」）。避難地域である飯館村には農家の嫁たちを欧州へ留学させ、村を変える原動力にするという（反対を受けながらも続けられていた）画期的な制度もあった。私たちのような海外の女性史研究者でも、3. 1 1後の未来に向けて、過去の経験の知識を活用することで役に立つことができるのではないだろうか。



写真 1

妊婦や若い子どもをもつ親が優先的に入居した仮設住宅
(2013年2月14日筆者撮影)



写真 2

主に祖父母世代が入居した仮設住宅。写真 1 の仮設住宅と同じ町内にある。大家族は少人数の世帯に分かれて住むことになった。
(2013年2月14日筆者撮影)

2012年度総会報告

2012年度の総会は、2012年12月16日（日）17時30分より、竹内敬子代表の挨拶から和やかな雰囲気始まり、以下の議案が承認されました。また、会誌の発行については、懇談が行われました。

第一号議案 2012年度の活動報告

第二号議案 2012年度の決算・監査報告

第三号議案 2013年度の役員

第四号議案 2013年度夏季研究会（6月予定）での臨時総会開催について

第五号議案 非会員の研究会参加費徴収案

第六号議案 第五号議案に関する規約改正案

第七号議案 2013年度の活動方針

第八号議案 2013年度の予算案

懇談事項： 研究会誌の発行とニューズレターの電子媒体化の検討について

まず、第一号議案では、2012年度の会員数登録者数および会費納入者数について報告がなされた。昨年度より登録会員数は微増はしているものの、引き続き広報活動に力を入れ、特に会費納入者数の増加をはかる努力を続ける必要性が確認された。会費納入者数は、昨年度と比較すると微減している。

また、当該年度の事務局会議と研究会、広報活動について報告がなされた。広報活動の一環として、ホームページを見やすくリニューアルし、情報を充実させたことと更新回数を増加したことが報告された。本年度から、会員から依頼を受けた研究会や学会開催情報、その他会員に有益と判断された情報を代表の裁量によりHPおよびメーリングリストで会員に通知することを始めた。

夏季の研究会は、『歴史と人間』研究会と共催という形にし、同研究会には案内通知などの面でご協力頂いた。また、福岡大学総合科学研究（文化資源をめぐる地域共生戦略）にも共催の協力を得たほか、九州西洋史学

会、九州歴史科学研究会に後援を頂いた。特に、今年度の夏季研究会は初めての試みとして合宿形式で行われた。研究会の翌日には、自由参加のフィールドワークも企画され、地元の学生さんたちとの交流もなかった画期的なものであったことが報告された。

第二号議案の決算・監査報告および第八号議案の予算案については、会計担当の佐藤繭香氏と監事を代表して山口みどり氏より報告がなされた。詳しくは後述の会計報告（16、17頁）をご参照ください。

第三号議案 2013年度の役員については、来年度が任期の2年目にあたるので、本年度と人員の入れ替わりはないことが確認され、承認された。

第五号議案は、他学会の事例等を鑑み、研究会の健全な運営体制の維持を図るため、提案された。「会員、特に若手の新入会員を増やすには、まず研究会に気軽に足を運んでもらうこと」という見地から、額面は当面500円にすべきとの意見がフロアから出され、議論を経て承認された。第五号議案の承認にともなう規約改正案については、たびたびの規約改正を避ける正当性が認められ、承認された。第六号議案内容は以下のとおりである。

第六号議案

上記第五号議案が承認された場合には、規約の附則に以下の文言を追加する。

「非会員の参加者から500円または、1,000円の参加費を徴収する。大会毎の参加費の額は、上記2種のうちから諸般の事情を鑑み、役員会一任にて決定する。」（2013年度夏季研究会より実施する。）

懇談事項：研究会誌の発行とニューズレターの電子媒体化の検討については、賛否両方の立場から活発な意見交換がなされ、もっとも時間をかけて話し合われた。6月の臨時総会までに、会員全員にアンケート調査のご協力をあおいで、ひろく研究会誌発行についての意見を募ることとなった。そのアンケート結果をふまえて臨時総会で討議し、会としての方針を決定することを確認して、懇談事項にかかわる第四号議案の2013年6月の臨時総会開催は、全会一致で承認された。

研究会誌の発行とニューズレターの電子媒体化の提案について、詳しくは本ニューズレター19ページをご参照ください。



2012年度会計報告

2012年度の会計報告は総会にて、承認されました。下記をご参照ください。

自2011年12月1日～至2012年11月30日 (単位:円)		
収入の部		
費目	金額	内容
繰越金	354,924	
2012年度会費	110,000	55名
2009年度会費遅延分	2,000	1名
2010年度会費遅延分	4,000	2名
2011年度会費遅延分	24,000	12名
2013年度会費先払い分	10,000	5名
合計	504,924	
支出の部 (単位:円)		
費目	金額	内容
ニュースレター(8号)	34,800	
大会運営費	39,745	茶菓代、講師謝礼、会場費等
事務用品費	8,696	ICレコーダーの購入
通信費	3,820	ニュースレター送付費用等
雑費	1,260	振込手数料
ホームページ更新料	24,980	リニューアル+更新料
小計	113,301	
次年度繰越金	391,623	
合計	504,924	
ゆうちょ銀行口座残額	308,040	
現金	83,583	
合計	391,623	

上記のとおり、報告いたします。

2012年12月1日
会計 佐藤 尚喜 (印)

会計監査報告

2012年度イギリス女性史研究会(2011年12月1日～2012年11月30日迄)の会計報告、帳簿を監査した結果、適切に管理および処理されていたことをご報告いたします。

監査日 2012年12月16日

梅垣 千尋 (印)

山口 明子 (印)

新入会員紹介

■成田芙美 (なりた ふみ)

19世紀イギリスにおいて芸術のあり方を問い直したウィリアム・モリスの仕事について考察するうちに、当時の女性の刺繍に注目するようになりました。女性たちが刺繍の芸術的価値を高めようとした取り組みについて調べながら、女性の生きがいについても考えています。本年度から2年間、津田塾大学の助教をつとめます。

■田村俊行 (たむら としゆき)

19世紀英国のセクシュアリティと医療に関心があります。現在は、性感染症専門の慈善病院兼更生施設であるロンドン・ロックホスピタル&アサイラムの経営や、医師・患者関係から伝染病法にアプローチしています。

【女性史研に参加した感想】女性史とはいえ、男性の数が少ないのは気になります。(立教大学大学院史学専攻)

2013年度予算

2013年度予算案は総会にて承認されました。下記をご参照ください。

収入		
会費	2000円×60名	¥ 120,000
繰越金		¥ 391,623
合計		¥ 511,623
支出		
印刷費		¥ 72,600*1
ホームページ運営費		¥ 5,000*2
事務用品費		¥ 5,000
通信費		¥ 5,000
大会運営費		¥ 10,000*3
旅費		¥ 30,000*4
予備費		¥ 22,400*5
	小計	¥ 150,000
次年度繰越金		¥ 361,623
	合計	¥ 511,623

*1 印刷費の積算根拠

290円(一部あたり)×120部×2=69600

送料(編集担当⇒シナプス)1500円×2=3000

*2 ホームページ運営費の積算根拠

Web更新管理費 5,000円

*3 大会等運営費の積算根拠

コピー代等 5,000円

茶菓代 2,500円×2回

*4 旅費の積算根拠

報告者への旅費補助(報告を依頼し、補助の必要がある場合) 30,000円

*5 予備費の積算根拠

会場費、評者謝礼、アルバイト代など 20,000円

■中條真実(ちゅうじょう まみ)

皆様はじめまして、名古屋大学文学研究科英米文学専門M2の中條真実と申します。現在イアン・マキューアンの長編小説『贖罪』を題材に、現代英文学における記憶と語りを研究しています。今回初めての個人発表の機会を与えてくださり大変光栄です。皆様からのご指導ご鞭撻を賜りますよう以後どうぞよろしくお願い致します。

■橋本千春(はしもと ちはる)

現在、東洋大学大学院博士後期課程に在籍しています。大学院では、ブロンテ姉妹の作品における女性同士の友情について研究しています。同じ女性つながりということで、イギリスの女性史についても興味があり、これから少しずつ勉強させて頂きたいと思えます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

イギリス女性史研究会・第20回研究会【報告要旨】

第二次世界大戦と女性の「声」と「主体性」
—イアン・マキューアン著『贖罪』における「語り」の問題

中條真実

『前線からの手紙』(*Letters from the Front*, 1994)においてサンドラ・M・ギルバート(Sandra M. Gilbert)とスーザン・グーバー(Susan Gubar)は、両大戦間において女性たちが社会的行動領域を拡大した反面、前線にいる男性たちの代替物として利用されたと指摘する。このため女性たちは前時代のヴィクトリア朝的「家庭の天使」像と19世紀末から20世紀初頭に広がった「新しい女」像という二つの女性像の間で居場所を見失い、より深いジレンマに陥ることになったという。

イアン・マキューアン(Ian McEwan)の小説『贖罪』(*Atonement*, 2001)に描かれるセシーリア・タリス(Cecilia Tallis)は、第二次世界大戦期のイギリス社会でそうした「所在なさ」を抱える人物である。彼女はケンブリッジ大学を卒業したものの、女性差別の色濃い当時の規則にしたがい正式な学位も授与されず、また社会的役割も見いだせないまま、両親のもと鬱々と暮らしている。「新しい女」にもなりきれず、結局頼りない母親に代わり「家庭の天使」役を演じざるをえない。社会の中で「主体性」を発揮する場から疎外されており、「声」を喪失しているのである。やがて妹ブライオニ・タリス(Briony Tallis)の虚偽の証言によって恋人が冤罪逮捕されると、セシーリアは家族と絶縁し、第二次世界大戦期に社会的需要が高まった看護婦として働き自立する道を選ぶ。彼女の活動領域の変容は、大戦期における社会的流動性の高まりと、それに伴う女性像の「揺らぎ」の問題と重なりあう。

この問題はブライオニの語りそのものの「揺らぎ」と無関係でない。本小説では、当時の女性たちの不安定な立場をセシーリアが声高に語るのではなく、妹ブライオニの語りを介して描かれる。ブライオニは自身の犯した罪への意識から、生き別れになった姉と恋人の架空の物語を紡ぎ出す。「家庭の天使」と「新しい女」という二重性に加え、ペンを執る語り手自身の贖罪意識によって姉セシーリアの像は一定のイメージを結びえず揺らぎ続けるのである。語りは過去を虚構化し他者の「声」を隠蔽・捏造する行為であると同時に、ブライオニ自らの「贖罪」行為である。ブライオニは語りの虚構性を自覚しながら、歴史の中に埋没してしまった姉の「声・主体性」を取り戻すべく、「媒介者」として過去を再解釈・再構築し、語り直そうとしているのである。

第二次世界大戦および当時のイギリス社会を虚構として語ることに問題を意識的に扱う本小説は、従来の「語り」分析では解釈しきれない広がりをもつ。本発表では戦間期および第二次世界大戦期のイギリスにおける女性たちの社会的状況、「声・主体性」の喪失や揺らぎについて考察しながら、歴史的過去における他者の「声・主体性」を虚構として回復させる「語り」の意義とその問題を論じる。

1870～1910年代イギリスの女子ハイ・スクールにおける家庭科の導入

—ノース・ロンドン・コリージェイト・スクールの事例

中込さやか

イギリス女子中等教育史は1840年代以降にミドルクラス女子を対象として、大学教育と連動した女子中等教育が発展したことに着目してきた。その中で女性校長をはじめとする改革者達がミドルクラス男子と同等のアカデミックなカリキュラムを志向したと同時に、女性らしさの維持や涵養にも苦心した点はよく知られる。家庭科は1860年代から基礎学校で労働者階級女子の必修科目として教えられていたが、女子中等教育の追求した上記の2点に反すると見なされたため、19世紀後半の女子中等教育では女性のたしなみとされた裁縫(Needlework)が教えられるにとどまった。しかし、20世紀以降に女子中等教育人口が拡大して大学進学を目指さない大衆向け女子中等教育モデルが求められる中、1900年にマンチェスター女子ハイ・スクールに家政学(Housewifery)コースが設立され、以降、家庭科の本格的な導入が進んでいった。中央教育行政機関である教育院がジェンダー別カリキュラムを推進した結果、1910年代までには女子中等教育カリキュラムへの家庭科の導入が実現したが、女子中等学校の校長は家庭科を「学力と出身社会層に劣る生徒向けの科目」と見なしていたという。

しかし実際には、女子中等教育への家庭科の導入は1870年代から実現していた。ノース・ロンドン・コリージェイト・スクール(NLCS)文書館の史料は、初代校長フランシス・メアリ・パスの下で1870～90年代まで裁縫、家事経済(Domestic Economy)、調理(Cookery)、洋裁(Dressmaking)の家庭科の4領域が必修科目または特別コースとして実施されていたことを示す。また二代目校長ソフィ・ブライアントのもとで1907年に家事技術(Domestic Arts)を教える技術コースが設立された。NLCSは1850年の創立以来、アカデミックな女子中等教育を牽引してきた点が着目されており、これまで同校での家庭科教育の実態は検証されてこなかった。研究史全体が女子中等学校におけるアカデミックなカリキュラムの発達や、教育院と全国女性校長協会の家庭科導入をめぐる「上から」の教育決定に着目してきたため、本研究のように学校史料を用いてそれら教育決定がどのように「下」の学校現場で実施されたかを問う視点が不足していたと言える。

本報告の目的は1870～1910年代のNLCSにおいて校長パスと校長ブライアントのもとで家庭科として何が、誰に、どのように教えられたかを学校史料から明らかにすることである。NLCSでの家庭科の実践には同時代の女子中等教育が追求したアカデミックなカリキュラムと女性らしさの涵養がどのように反映されたのか。また、家庭科はどのように女性の社会的役割や雇用状況の変化に対応したのか。NLCS学校史料の中でも『学校案内』、時間割、理事会への校長の報告書、ブライズ・デイ報告書、特別コースのシラバス、学校誌などが分析の中心となる。また、当時のカリキュラム決定には校長の意思が強く反映されたため、可能な限り伝記分析のアプローチも取り入れたい。

18～19世紀イギリスにおける科学と女性 —サイエンティフィック・レディの活躍—

飯島亜衣

「科学と女性」の歴史をふりかえったとき、18世紀から19世紀にかけてのイギリスでは、多くの「サイエンティフィック・レディ」(Scientific Lady)が登場している。2000年に出版された『科学における女性の伝記事典』(*The Biographical Dictionary of Women in Science*)には、古代から現代まで58カ国におよぶ2598人の女性の生涯がまとめられており、19世紀後半に高等教育制度が女性科学者を輩出するようになる前の時代から、女性たちがさまざまな方法で科学研究にたずさわっていたことがうかがえる。

カロライン・ハーシェル(Caroline Herschel, 1750-1848)は、天王星や赤外線を発見したウィリアム・ハーシェルの妹で、22歳の時にドイツのハノーファーからイギリスのバースに移り住んだ。音楽家から天文学者となった兄の天体観測を補佐する中で、自身も8つの彗星と3つの星雲を発見し、1787年と1794年と1796年の王立協会雑誌『フィロソフィカル・トランザクションズ』に、彼女の彗星発見に関する報告が載せられている。1798年には自身の名で『星のカタログ』を出版し、兄の死後、故郷に戻ってからも、観測記録の整理と目録作りを続け、ケープタウンで南半球の天体観測を行っていた甥のジョン・ハーシェルと書簡をやりとりした。1835年に王立天文学会初の女性名誉会員に選出され、97歳という長い生涯を閉じるまで天文学への情熱を失うことはなかった。

また、「19世紀科学の女王」と称えられたメアリー・サマヴィル(Mary Somerville, 1780-1872)は、スコットランドに生まれ、投稿型の数学雑誌やフランス語の書物から独学で解析数学を学んだ。1826年に王立協会で代読された彼女の実験論文が雑誌に掲載され、1831年にラプラスの『天体力学』を英訳出版した功績によって、翌年、王立協会大ホールに胸像が飾られた。1834年に『自然諸科学の関連について』、1848年に『自然地理学』、1869年に『分子と顕微鏡の科学について』を出版するなど、科学書の執筆を晩年まで続け、チャールズ・ダーウィンとともにアメリカ哲学協会会員に選ばれた。91歳で亡くなった後、1879年に設立されたオックスフォードのサマヴィル・カレッジに、その名を残している。

彼女たちイギリスで活躍した「サイエンティフィック・レディ」は、18世紀から19世紀の「科学と女性」の歴史を鮮やかに彩っている。女性にこうした学習機会をもたらした、当時の科学の裾野の広がりについて考えるとともに、次世代の女性たちにどのような影響を与えたのか明らかにしたい。

会誌の発行について

イギリス女性史研究会
代表 竹内敬子

ニューズレターも第10号を迎えることになりました。この間、多くの方々にご協力いただき、質の高い誌面を提供し続けることができました。

これを機にニューズレターを改め、**会誌(年1回)を発行すること**を提案します。

1 質にあった形式を

これまでニューズレターには、かなり質の高いご論稿をお寄せいただきました。これだけの質を持つものは、学術雑誌の形式をもったものとして、公表されることが望ましいと考えます。

また、学術雑誌として発行されれば、アーカイブとしての価値も出てきます。国会図書館に所蔵され、データベースにも掲載されます。みなさまの労作がさらに多くの方にご利用できるようになります。

ニューズレター全体での文字数は、1号あたり約4万字に上っています。十分に雑誌化に耐えられる分量です。また、書評やリレー討論では、3500字から4000字近く書いていただいておりますが、これは全国学会誌と比してもひけをとらない分量であります。また、書き手も女性史研究の中核として活躍されておられる方たちばかりで、充実した内容となっております。それだけの質を有する論稿が、ニューズレターの一記事として埋もれるのはもったいない気がします。この際、学術論文として引用されうる形式を整えませんか。

2 学会としての確立と若手の発表の場の確保

イギリス女性史研究会が再組織化されて5年がたち、100名近い会員をえました。この間、通算で20回の研究会、10号のニューズレターを発行しましたが、学会としてさらに地歩を固めるには、会誌の発行は不可欠です。特に、女性史という分野で独自の雑誌を発行することは、若手研究者に発表の場を確保し、女性史研究を普及させる意味があります。

3 会誌発行の持続可能性

これまでのニューズレターは、一部の会員の職人的手仕事により維持されてきました。しかし、組織的に見ると、特定の諸個人の献身的努力に依拠する発行体制では、継続性の担保と負担の偏重という点で限界があります。印刷業者とリンクした体制を確立し、会誌発行体制の安定性と持続性を確立すべきです。

以上の点を考慮し、また先日実施したアンケートの結果を参考にしながら、次回の臨時総会(2013年6月29日、名古屋市立大学)で会誌発行の是非を検討いたします。

告知板

●JWHN第20回研究会

2013年6月29日(土) 13:30～17:00

名古屋市立大学 滝子(山の畑)キャンパス

人文社会学部棟 103会議室

アクセス

※交通アクセスについては、下記のサイトをご参照ください。

<http://www.nagoya-cu.ac.jp/1481.htm>

※会場の場所については、下記のサイトをご参照ください。

<http://www.nagoya-cu.ac.jp/1520.htm>道順の詳細については、本研究会のウェブページ (<http://jwhn.org/>) をご覧ください。

■プログラム (報告要旨は18～19頁をご参照ください)

13:00～13:40 代表挨拶・事務連絡

13:40～14:40 中條真実氏「第二次世界大戦と女性の「声」と「主体性」ーイアン・マ
キューアン著『贖罪』における「語り」の問題ー」

(司会 川津雅江氏)

14:40～15:40 中込さやか氏「1870～1910年代イギリスの女子ハイ・スクールにおける
家庭科の導入ーノース・ロンドン・コリージェト・スクールの事例ー」

(司会 山口みどり氏)

15:40～16:00 休憩

16:00～17:00 飯島亜衣氏「18～19世紀イギリスにおける科学と女性ーサイエンティ
フィック・レディの活躍ー」

(司会 三時眞貴子氏)

*研究会参加費: 会員無料、非会員500円

17:10～17:40 総会

*アンケート結果をもとに、会誌化について議論します。

18:00～ 懇親会

●第21回研究会予定

日時 12月1日(日)

場所 麗澤大学東京センター

シンポジウムのテーマ「身体とジェンダー」(仮題)

パネリスト 池田恵子氏(山口大学教育学部)

真嶋史叙氏(学習院大学経済学部)

編集後記

早いものでもう10号を迎えました。今回はセクシュアリティ研究を中心にして、刺激的かつ盛り沢山な内容になっております。学会誌の発行が議論されるなかで、ニューズレターの役割についても再検討が必要となっています。(Min)

イギリス女性史研究会

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

成蹊大学文学部 竹内敬子研究室

E-mail: jwhn_adm@yahoo.co.jp; URL <http://jwhn.org/>

郵便振替: 00180-2-562608 (年会費 2,000円)